

質問回答

2015年6月6日

「ルワンダ国キガリ市無収水対策強化プロジェクト」

(公示日:2016年5月25日/公示番号:160325)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
12 頁	業務指示書、【第2 業務の目的・内容に関する事項】、2. プロジェクトの概要、(5)活動の概要、【成果 3 に係る活動】、3-15	3-15 において「パイロットエリア 2 において 3-1 から 3-14 の活動を実施する」とありますが、配布資料、「詳細計画策定調査」に添付されている RD の Annex2、Plan of Operation の中で、実施時期が空欄となっています。実施時期をどう考えておりますでしょうか。	パイロットエリア2のパイロット実施時期は現段階で明確に定めておらず、プロジェクト期間内で効果的な教訓を導き出されるようなスケジュールで進めて頂きたいと思います。なお、以下 ~ のような実施時期が考えられますが、研修(技術習得)の状況、パイロット区画の調査・準備状況、専門家の配置により異なってくるものと推測します。 1か所目の実施後に結果・教訓を得て、2か所目を開始する。 1か所目の実施中に(結果・教訓を得つつ)2か所目を開始する(オーバーラップする)。 1か所目と2か所を同時に開始する(ただし、一年目の前半に5か年戦略アクションプランの策定作業が入りますので、この2つのパイロット区画の準備は業務量を考慮すると難しいのではないかと思慮します)。
26 頁	業務指示書、【第3 業務実施上の条件】、5. 現地再委託	技プロの趣旨としては、当該項目に示された現地再委託業務は、本来実施機関が実施し、本邦調査団はこれを支援するものと理解しますが、今回調査団の業務として実施・監理する必要があるのでしょうか。	現地再委託業務は、本案件を受注するコンサルタントに実施・監理を行って頂くものです。また、その実施過程では、先方実施機関とも協議しつつ、適切な業務に向けた調整を行うことも必要となります。 なお、ベースライン調査では、本技術協力プロジェクトの成果についてモニタリング可能な項目の設定を行うため、先方実施機関および再委託先との十分な協議が必要です。また、インベントリ調査において再委託を活用する場合にも、最終的に当該調査内容が、5か年戦略アクションプランを策定するための基礎情報、現状把握のインベントリとなりますので、再委託先に対する適切な指示は重要と考えられます。

以上